

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目 次

- ◇告 示 開発行為に関する工事の完了(四件)(都市計画課)
- ◇公安告示 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公 告 自衛官の募集(消防防災課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年七月一日 鳥取県指令受都計三一第一二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字細田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

鳥取県告示第七百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年六月三十日 鳥取県指令受鳥土維第百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市立川町五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三五

株式会社湖東商事

代表取締役 森本和夫

鳥取県告示第七百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年八月十一日 鳥取県指令受鳥土維第二百九十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市千代水一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第七百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年九月七日 鳥取県指令受鳥土維第三百五十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字大切戸沖

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富一〇一四一五

岩美電子工業株式会社

代表取締役 野口英次

鳥取県告示第七百八十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成四年十月十一日から施行する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

青谷支店	気高郡青谷町大字青谷
青谷駅前支店	気高郡青谷町大字青谷

を  
青谷

支店

気高郡青谷町大字青谷

に、

江府支店	日野郡江府町大
江府本町支店	日野郡江府町大

字江尾  
字江尾

を

江府支店

日野郡江府町大字江尾

に改める。

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年九月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	戎V	株式会社藤商事
"	エノン	"
"	ガルーダIII	"
"	雷神II	"
"	スキップボールII	"
テレビジョンボール遊技機	テレビジョンII	"
"	エキサイト	"
ぱちんこ遊技機	パワーキング	株式会社ソフイア
"	パワーキングP-2	"
"	キングヘス	"
"	メイトアップ	"
"	スーパーワールド	マルホン工業株式会社
"	ミニテラーワールド	"
"	スーパーライナー	"
"	ヒーローチーム	興行遊機株式会社

